

付帯割引約款

2023年9月1日実施
北海道ガス株式会社

目次

| | |
|---------------------|---|
| 1. 適用 | 1 |
| 2. 付帯約款の変更..... | 6 |
| 3. 用語の定義 | 6 |
| 4. 契約の成立 | 6 |
| 5. 付帯契約の締結..... | 6 |
| 6. 適用開始日及び契約期間..... | 3 |
| 7. 料金の割引 | 6 |
| 8. 適用条件及び割引率..... | 6 |
| 9. 付帯契約の変更..... | 4 |
| 10. 付帯契約の終了..... | 6 |
| 11. 付帯契約の解約..... | 6 |
| 12. 設置の確認 | 6 |
| 13. 精算額 | 5 |
| 14. その他 | 6 |
| 付則 | 6 |
| 付帯約款の実施期日 | 6 |

1. 適用

この付帯割引約款（以下「付帯約款」といいます。）は、北海道ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、従量電灯Bプラス、従量電灯Bメイト、従量電灯Cプラス、従量電灯Cメイトを適用しているお客さまを対象とします。

2. 付帯約款の変更

当社がこの付帯約款の変更を必要と判断した場合、この付帯約款を変更することがあります。この場合における付帯契約は変更後の付帯約款によります。なお、付帯約款の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

3. 用語の定義

付帯約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「付帯契約」とは、この付帯約款に基づき主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、付帯契約の対象となる電力約款に規定する電力需給契約をいいます。
- (3) 「家庭用」とは、居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有しており、そこで世帯単位で独立して家庭生活を営んでいる場合をいいます。
- (4) 「業務用」とは、(3) でいう家庭用以外のものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「割引の適用条件」とは、付帯約款の8（適用条件及び割引率）の(1)から(7)の各割引に係る適用条件をいいます。
- (8) 「割引金額」とは、1か月につき主契約で算定された電力量料金から主契約で算定された燃料費調整額及び離島ユニバーサルサービス調整額を除いた金額に割引率を乗じて算定した金額をいいます。
- (9) 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、暖房用にガスを使用する機器又は温水を循環させて暖房する機器をいいます。ただし、ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備（鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。）に限ります。
- (10) 「給湯器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号以上の給湯器をいいます。

- (1 1) 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- (1 2) 「温水式給湯暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- (1 3) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源にガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器をいいます。
- (1 4) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとして、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する、ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が0.5キロワット以上5キロワット以下の家庭用の熱電併給システムをいいます。
- (1 5) 「温水ボイラー」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号（17キロワット）以上の給湯を行う機器をいいます。
- (1 6) 「空調機器」とは、空調用熱源機のエネルギー源としてガスを使用し、冷房と暖房をする機器をいいます。
- (1 7) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスエンジン等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する、ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が単体で3キロワット以上の機器により構成される熱電併給システムをいいます。
- (1 8) その他の用語については、電力約款の用語のとおりとします。

4. 契約の成立

付帯契約は当社がお客さまの使用するガス機器又は当社グループ会社との灯油定期配送契約を確認し、お客さまの申込みを承諾したときに成立します。ただし、主契約が成立していない場合は、主契約が成立したときに成立します。なお、お客さまが過去に12（付帯契約の解約及び解除）（3）により付帯契約を解除されていた場合、当社はお客さまの申込みを承諾しない場合があります。

5. 付帯契約の締結

付帯契約を希望されるお客さまは、当社所定の方法で付帯割引の適用を申し込んでいただきます。当社は8（適用条件及び割引率）（1）から（7）に基づき、適用条件を満たす付帯割引を適用します。ただし、複数の適用条件を満たす場合は、最も割引率の高い付帯割引1つを適用します。

6. 適用開始日及び契約期間

- (1) 付帯契約の適用開始日は、お申込み後最初の一般送配電事業者による検針日とします。ただし、付帯契約が主契約と同日に成立した場合は、付帯契約が成立した日を適用開始日とします。
- (2) 契約期間は原則として主契約の契約期間と同一とします。ただし、12（付帯契約の解約及び解除）により付帯契約が終了した場合はこの限りではありません。

7. 料金の割引

当社は、8（適用条件及び割引率）の（1）から（7）のいずれかに基づき算定した割引金額を、主契約に基づき算定された料金から差し引きます。

8. 適用条件及び割引率

（1）給湯・暖房・融雪割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所である専用住宅もしくは併用住宅に、家庭用として暖房機器、給湯器もしくは融雪装置を設置し、かつ使用する場合、又は当社がこれに準じると判断した場合、「給湯・暖房・融雪割」を適用することができます。

② 割引率

1パーセント

（2）給湯+暖房割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所である専用住宅もしくは併用住宅に、家庭用として温水式給湯暖房機、もしくは暖房機器及び給湯器、もしくは家庭用空調機器及び給湯器を設置し、かつ使用する場合、又は当社がこれに準じると判断した場合、「給湯+暖房割」を適用することができます。

② 割引率

2パーセント

（3）マイホーム発電割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所である専用住宅もしくは併用住宅に、家庭用として家庭用コージェネレーションシステムを設置し、かつ使用する場合、又は当社がこれに準じると判断した場合、「マイホーム発電割」を適用することができます。

② 割引率

3パーセント

(4) 灯油セット割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所である専用住宅又は併用住宅に、灯油を熱源とする機器を設置し、かつ使用する場合において、当社グループ会社の灯油定期配送契約を締結している場合、又は当社がこれらに準じると判断した場合、「灯油セット割」を適用することができます。なお、本割引は主契約が従量電灯Bプラス又は従量電灯Cプラスの場合にのみ適用することができます。

② 割引率

2パーセント

(5) 業務用給湯・暖房・融雪割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所に業務用として給湯器、温水ボイラー、暖房機器もしくは融雪装置を設置し、かつ使用する場合、又は当社がこれに準じると判断した場合、「業務用給湯・暖房・融雪割」を適用することができます。

② 割引率

4パーセント

(6) 業務用空調割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所に業務用として空調機器を設置し、かつ使用する場合及び当社がこれに準じると判断した場合、「業務用空調割」を適用することができます。

② 割引率

5パーセント

(7) 業務用CGS割

① 適用条件

お客さまが、主契約における電気の使用場所に業務用としてコージェネレーションシステムを設置し、かつ使用する場合、又は当社がこれに準じると判断した場合、「業務用CGS割」を適用することができます。

② 割引率

6パーセント

9. 付帯契約の変更

- (1) お客さまが付帯契約の変更を希望する場合は、当社所定の方法でお申し込みいただきます。当社がこれを承諾する場合の料金適用開始日は申込み以降の一般送配電

事業者による検針日とします。

- (2) (1) の付帯契約の変更に伴い、当社がお客さまに対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、電力約款に準じます。

10. 設置の確認

当社は4（契約の成立）、9（付帯契約の変更）、その他当社が必要と判断した場合において、割引の適用条件が満たされているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、主契約における電気の使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの付帯契約の申込みもしくは変更の申込みを承諾しないことがあります。

11. 使用機器変更等の通知義務

主契約における電気の使用場所に設置し使用しているガス機器を取り替えもしくは取り外し、もしくは使用しなくなった場合、又は当社グループ会社との灯油定期配送契約を終了した場合は、お客さまは当社に遅滞なくその旨を通知しなければなりません。

12. 付帯契約の解約及び解除

- (1) お客さまがこの付帯契約を終了しようとする場合は、あらかじめその終了日を定めて、その終了日の15日前までに当社に連絡していただきます。当社は、原則として、その終了日に付帯契約を終了させるための手続きを行います。この場合、終了日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づく割引を行います。
- (2) 割引の適用条件のいずれも満たさなくなったときは、当社がこれを覚知した日をもって付帯契約を終了します。この場合、終了日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づき料金の割引を行います。
- (3) お客さまに契約違反があった場合、当社は終了日を定め、将来に向かってこの付帯契約を解除できるものとし、この場合、終了日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づく割引は行いません。

13. 主契約の終了に伴う措置

主契約が終了した場合は、主契約の終了日をもって付帯契約を終了します。この場合、終了日を含む料金算定期間の料金については、この付帯契約に基づき料金の割引を行います。

1 4. 精算額

お客さまが割引の適用条件を満たさずに電気を使用していた場合、その期間の料金を適正な割引の適用条件に基づいて算定しなおし、その差額を申し受けます。

1 5. その他

その他の事項については、電力約款を適用します。

付則

付帯約款の実施期日

この付帯約款は、2023年9月1日から実施します。ただし、本約款に基づく料金算定の方法は、2023年9月分の料金から適用するものとします。